

大淀川河川空間イベント開催事業におけるドローンショー実施業務委託仕様書

1. 業務の目的

本業務は、観光客数や宿泊需要が落ち込む 12 月の閑散期に大淀川河川空間で開催するイベントにおいて、その中核コンテンツとなるドローンショーを実施するものである。宮崎市内で実績の少ないドローンショーを実施することにより、冬季における新たな観光コンテンツの創出を図り、県内外からのさらなる観光客の誘致並びに宿泊、飲食及び周遊等による地域経済への波及効果を高めることを目的とする。

2. 業務名

大淀川河川空間イベント開催事業におけるドローンショー実施業務委託

3. 履行期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

(準備、各種申請、演出調整、リハーサル、設営及び撤収、実績報告等を含む)

4. 業務日時

令和8年12月5日(土)及び6日(日)

各日19時から15分程度の演出

※離発着場所からアニメーション実施場所までの移動時間含む

※気象条件等により変更する場合がある。

5. 実施場所

大淀川河畔 橘公園周辺 ※離発着場は事前の現地調査を実施し決定

(観覧場所:橘公園沿い河川敷/演出飛行エリア:大淀川上空・橘橋下流側)

【飛行想定エリア】



6. 業務内容

受託者は、上記「1. 業務の目的」を踏まえ、次のとおりドローンショーを開催すること。

(1) ドローンショーの企画及び演出

企画及び演出に当たっては、以下の内容を踏まえた提案とすること。

1 企画・演出内容

ドローンショーの企画コンセプト、演出構成、演出内容及び主要なシーンのイメージを提案すること。

2 演出のスケール

来場者が視認しやすい、スケール感のある演出とすること。

3 音楽演出

各シーンで使用する音楽について提案すること。音楽は、ドローンの演出内容と調和した選曲及び構成とし、楽曲の選定、編集その他演出に必要な対応を行うこと。

4 演出時間

演出時間は 19 時から 19 時 15 分までの約 15 分間とし、離発着場所からアニメーション実施場所までの移動時間を含むものとする。

5 楽曲の権利処理等

使用する楽曲に著作権その他の権利処理が必要な場合は、必要な申請、許諾取得等の手続きを受託者において行うこと。また、市販楽曲等を使用する場合の著作権使用料その他必要な費用についても、委託料に含むものとする。

(2) ドローン機体の運用

- 1 使用するドローンは 500 機以上とすること。
- 2 夜間演出に適した LED 等の発光装置を備えた機体を使用すること。
- 3 機体トラブルに備え、必要な予備機体を確保すること。
- 4 機体の離発着、飛行制御及び運航管理を適切に行うこと。
- 5 日本国内の法令および関連規格に適合した安全性の高い機体を使用すること。

(3) 安全対策

受託者は委託者と連携し以下の措置を講じること。

- 1 離発着場所及び飛行区域の安全管理を行うこと。
- 2 機体落下防止対策を講じること。
- 3 緊急時の運航停止手順を整備すること。
- 4 関係機関との連携体制を構築すること。
- 5 観覧者及び関係者の安全確保を図ること。
- 6 強風・雨天時等における飛行中止・延期判断のガイドラインを策定すること。

(4) 許認可手続

- 1 航空法に基づく飛行許可及び承認申請を行うこと。
 - 2 関係機関との事前協議を行うこと。
 - 3 その他必要となる届出を行うこと。
- ※委託者は必要に応じて協力する。

(5) リハーサル

委託者及び花火打上関係事業者と協議の上、本番前日までに原則として 1 回以上リハーサルを実施すること。

(6) 設営及び撤収

- 1 ドローンショーに関する必要な準備を行うこと。
- 2 電源及び通信環境の確保を行うこと。
- 3 本番終了後は速やかに撤収を行うこと。
- 4 設営及び撤収については委託者の指示に従うこと。

(7) 現地調査

- 1 受託者は、本業務の実施に先立ち、必ず現地調査を実施すること。
- 2 現地調査においては、次の事項について確認を行うこと
 - 1) ドローン離発着場所の状況
 - 2) アニメーション演出位置及び飛行範囲
 - 3) 観覧場所からの視認性
 - 4) 周辺建物及び構造物の位置関係
 - 5) 電波環境及び飛行安全に関する条件
- 3 現地調査の結果を踏まえ、安全性及び演出効果を確保する飛行計画を作成すること。
- 4 必要に応じて委託者または花火打上関係事業者と合同で現地確認を行うこと。

7. 提出書類

(1) 契約締結後、必要に応じて次に掲げる書類及びデータを適宜提出すること。

- 1 事業計画書 1部
- 2 実施スケジュール 1部
- 3 ドローンショーの内容をまとめた絵コンテ等 1部
- 4 その他ドローンショーの開催にあたって取得した国土交通省航空局の許可書等の写し 一式

(2) 業務完了時、委託業務完了通知書及び業務成果品(次に掲げる書類)を提出すること。

- 1 実績報告書(経費明細書を含むこと) 1部
- 2 記録写真・動画等 一式
- 3 その他広報用制作物等本業務で作成、入手した資料等 一式

8. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 再委託の取扱い

- 1 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- 2 本業務のうち、機体運用、設営、警備等の一部業務を再委託する場合は、事前に委託者の書面による承認を得ること。
- 3 事故、トラブル等が発生した場合においても、受託者が一元的に対応するものとする。

(4) 保険の加入

- 1 受託者は、本業務の実施にあたり、ドローンの運用に係る対人・対物賠償責任保険その他必要な保険に加入するものとする。
- 2 受託者は、保険に加入したことを証する書類を委託者の求めに応じ提出するものとする。
- 3 保険加入に要する費用は、受託者の負担とする。

(5) 損害賠償

- 1 受託者は、本業務の実施に関し、その責めに帰すべき事由により、委託者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 天災その他受託者の責めに帰さない事由により生じた損害については、この限りでない。
- 3 受託者は、再委託先の行為により生じた損害についても、自己の責任においてこれを負うものとする。

(6) 業務の中止及び費用負担

- 1 天候不良、災害、関係機関の指示その他やむを得ない事由により、本業務の全部又は一部を中止する場合がある。
- 2 既に実施した業務又は中止時点までに発生した合理的な費用については、委託者と受託者が協議の上、支払うものとする。
- 3 受託者は、中止時に発生する費用について、事前に内訳および算定根拠を明示するものとする。

9. その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- (2) 業務の実施にあたっては、委託者と十分協議したうえで行うこと。本仕様書に明示されていない事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により誠意をもって実施するものとする。
- (3) 本業務にかかる成果品の著作権、著作権は、全て委託者に帰属するものとし、著作物及び著作物の作成に使用された素材等の編集、二次使用を妨げない。